

回 答 書

平成 29 年 2 月 27 日

女川町長 須 田 善 明
(公 印 省 略)

業 務 名	女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託	
	質 問 事 項	回 答
1.	参加資格要件において、「単独事業者」とは、構造、電気、機械のすべての担当技術者が主たる事業者に所属していなければならないとの解釈でよろしいでしょうか。その場合に、構造、電気、設備を協力業者に委託する場合は、「共同企業体」になるとの解釈でよろしいでしょうか。	1. 総合、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者は単独事業者または共同企業体の構成員に所属する者としてします。なお、担当技術者は協力事務所所属の者でもよいこととします。
2.	構造、電気、設備を協力業者に委託する場合は、協力業者も競争入札参加業者登録簿に登録されている必要があるとの解釈でよろしいでしょうか。	2. 協力事務所は、物品調達等入札参加資格要綱（平成 20 年女川町訓令甲第 30 号）に基づく競争入札参加業者登録簿に登録されていなくてもよいものとします。
3.	構造、電気、設備を協力業者に委託する場合に、本プロポーザル申し込みに当たり、他の申込事業者と協力業者及び担当技術者が重複することは可能でしょうか。	3. 参加申込者は、他の参加申込者の協力事務所となっていないこととします。なお、協力事務所が他の参加申込者の協力事務所と重複してもよいものとします。
4.	女川町告示第 11 号 3 参加申込手続き、(2)、アの中に「配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）に関する、氏名及び業務実績（業務委託名称、発注者名、履行期間、工事種別、規模及び立場）を記載し、それを証する書類を添付すること。」とありますが、主任担当技術者の立場を証明する書類が無い場合、どの様に証明したら良いかご教示下さい。	4. 発注者が証明する書類や体制図など技術者の立場が確認できる書類を提出してください。事務局で確認が困難と判断する場合は、別途追加資料の提出を求める場合があります。
5.	今回の業務委託については、土木・外構設計業務を必要と考えるので、様式第 2 号（8 条関係）において、当該業務を担当する配置予定主任技術者欄を追記してよろしいでしょうか。	5. 評価基準外なので記載しないでください。

<p>6. 二次審査の評価基準に業務見積書提案に関する項目はありませんが、参考ということでしょうか。 評価対象となる場合は評価基準を教えてください。</p>	<p>6. 評価基準は設けておりませんが、参考業務規模以下であることが前提条件となります。</p>
<p>7. 様式第2号(第8条関係)に通知No.を記載する欄がありますが、通知No.の記載はしなくてよろしいでしょうか。</p>	<p>7. 通知No.は記載する必要はありません。</p>
<p>8. プロポーザル受託候補者選定委員の構成はどのようになっていますでしょうか。公表可能な範囲でお教えいただけませんか。</p>	<p>8. プロポーザル受託候補者選定委員については、二次審査実施後に公表する予定です。</p>
<p>9. 参加資格要件(ア) 物品調達等入札参加資格要綱に基づく競争入札参加登録簿に登録されていることとありますが、H29年・30年度の登録見込みでもよろしいでしょうか?</p>	<p>9. 参加申し込み時点で、物品調達等入札参加資格要綱に基づく競争入札参加登録簿に登録されていることが参加資格要件となります。</p>
<p>10. 参加資格要件(ア)は物品調達等入札参加資格要綱に基づく競争入札参加登録簿とありますが、測量・建設コンサルタント等の参加資格登録を含め物品・役務提供等に登録されていることが条件でしょうか?</p>	<p>10. 測量・建設コンサルタント等に登録されていることで参加可能となります。</p>
<p>11. 協力事務所をたてる場合に他の応募者と協力事務所が重複しても構わないのでしょうか。</p>	<p>11. 質問3のとおりです。</p>